

答 申 保 第 3 1 号  
平成24年7月17日  
(諮問保第35号関係)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

本件審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成21年4月30日付けで、「平成20年5月2日、〇〇で110番通報を私がした後、作成された「応訴処理簿」及び「活動記録簿」と「応急事件処理簿」等の処理状況のわかる公文書の中の私に関する情報」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成21年5月29日付け鹿地第238号で「平成20年5月2日、あなたが110番通報したことに係る「応訴処理簿」、「活動記録簿」及び「応急事件処理簿」等の中のあなたに関する情報」につき保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成21年7月29日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下諮問実施機関」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

本件審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 活動記録簿の内容は事実と相違している。一連の事件、110番通報後の処理は、全て〇〇交番で情報操作をさせ、事件化しないようにされてきた経緯がある。真実の解明と事件の解決のため、処分の取消しを求める。

イ 一警察職員の過失を迫及していく趣旨ではなく、事実誤認を正していくことで自分が刑事手続を正常に踏んでいけるよう、市民生活が安全に普通にできるよう被害の回復をしたいということで、その手段の一つとしてこのような手続をとっている。

### 3 審査請求に対する諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 対象保有個人情報について

審査請求人が平成20年5月2日に110番通報した事案に基づき、通信指令室から指令を受けた地域警察官が、現場臨場して処理した事案が記載してある活動記録簿中の審査請求人に関する情報

#### (2) 一部開示決定の理由

ア 警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の「氏名」及び「印影」

鹿児島県警察においては、警部又は同相当職以上の警察職員の氏名を慣行として公にしているが、不開示とした氏名及び印影は警部補又は同相当職以下のものであることから、条例第13条第2号に規定する第三者に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

イ 「記事」

「記事」の不開示部分は、通信指令室が発した指令の一部である。当該不開示部分は、現場臨場する警察官に必要な初動措置、殉職・受傷事故防止等に関する情報を通話略語や略記号などで表現したものであり、犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術及び方針等に関する情報であることから、公にすることにより将来の現場における犯罪の予防及び鎮圧等の警察活動を困難ならしめ、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあることから、条例第13条第5号に該当する。

### 4 審査会の判断

#### (1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年8月19日	諮問を受けた。
10月28日	諮問実施機関から処分理由説明書を受理した。
11月12日	審査請求人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
平成24年5月16日	諮問の審議を行った。
6月14日	諮問の審議を行った。（諮問実施機関から本件処分理由等を聴取） （審査請求人から意見を聴取）
6月25日	審査請求人から意見書を受理した。
7月2日	諮問の審議を行った。

#### (2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、審査請求人が

平成20年5月2日に110番通報した事案に基づき、通信指令室から指令を受けた地域警察官が、現場臨場して処理した事案が記載してある活動記録簿中の審査請求人に関する情報である。

実施機関は警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の「氏名」及び「印影」については条例第13条第2号に規定する不開示情報に該当するとして、また、「記事」のうち通信指令室が発した指令の一部については、条例第13条第5号に規定する不開示情報に該当するとして一部開示決定を行った。

審査請求人は、本件処分の取消しを求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第13条第2号又は第5号の不開示情報に該当するかについて判断する。

イ 条例第13条第2号（第三者に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第2号

条例第13条第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつても、開示しなければならない旨規定されている。

(イ) 警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の「氏名」及び「印影」の条例第13条第2号該当性

警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の「氏名」及び「印影」は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であつて、条例第13条第2号本文の不開示情報に該当することは明らかであるので、同号ただし書の該当性について検討する。

実施機関が不開示とした警部補又は同相当職以下の者の氏名については、これを公表している事実は認められず、同号ただし書アの情報には該当しないものと認められる。

また、同号ただし書イが人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報について適用されるところ、当該氏名をこれに該当するとすべき事情は見当たらない。

さらに、同号ただし書ウが職及び職務遂行の内容に関する情報について適用されるところ、当該氏名がこれに該当しないことは明らかである。

したがって、警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の「氏名」及び「印影」を条例第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 条例第13条第5号（公共の安全等に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第5号

条例第13条第5号では、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

諮問実施機関は、「記事」のうち通信指令室が発した指令の一部について条例第13条第5号に該当すると主張していることから、同号の該当性について検討する。

(イ) 「記事」のうち通信指令室が発した指令の一部の条例第13条第5号該当性

「記事」のうち通信指令室が発した指令の一部は、現場臨場する警察官が現場の状況や、初動措置をイメージするために必要な情報であり、犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術及び方針等に関する情報である。

これを開示すると、将来の現場における犯罪の予防及び鎮圧等の警察活動を困難にし、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとする諮問実施機関の説明には相当の理由があると認められる。

したがって、「記事」のうち通信指令室が発した指令の一部を条例第13条第5号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。